



2025年7月15日（火）

各 位

会 社 名 株式会社ニトリホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）  
白井 俊之  
（コード番号 9843 東証プライム、札証）  
問合せ先 財務経理部ゼネラルマネジャー  
木村 文秀  
電話番号 03-6741-1204

**株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更、  
配当予想の修正、株主優待制度修正に関するお知らせ**

当社は、2025年7月15日（火）開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を実施することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年9月30日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき5株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

2025年6月30日（月）時点の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりです。

株式分割前の発行済株式の総数	114,443,496	株
今回の分割により増加する株式数	457,773,984	株
株式分割後の発行済株式の総数	572,217,480	株
株式分割後の発行可能株式の総数	1,440,000,000	株

③ 分割の日程

基準日公告日	2025年9月10日（水）
基準日	2025年9月30日（火）
効力発生日	2025年10月1日（水）

(3) その他

今回の株式分割による資本金の額の変更はありません。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2025年10月1日(水)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
[発行可能株式総数] 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億8,800万株</u> とする。	[発行可能株式総数] 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14億4,000万株</u> とする。

(3) 変更による効力発生日

2025年10月1日(水)

3. 配当予想の修正について

今回の株式分割に伴い、2026年3月期の期末配当予想につきましては、2025年6月25日(水)に公表した「2025年3月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載の1株あたりの予想配当金額を、分割後の株式数に基づく金額に修正いたします。なお、株式分割を考慮した実質的な配当予想に前回予想からの変更はありません。

1株当たり配当金額	第2四半期末(中間)	期末	年間合計
前回予想	77円00銭	77円00銭	154円00銭
今回修正予想 (株式分割前換算)	77円00銭	15円40銭 (77円00銭)	(154円00銭)

※2025年9月30日(火)を基準日とする中間配当金は、分割前の株式数を基準とします。

#### 4. 株主優待制度の変更について

当社は、全国のニトリ、デコホーム、島忠、ホームズ、及びNプラスの各営業店舗でご利用いただける株主優待制度を導入しております。今回の株式分割に伴い、次のとおり株主優待制度を変更いたします。（下線部分に変更箇所。）

##### (1) 変更の内容

項目	変更前		変更後	
	保有株式数	贈呈枚数	保有株式数	贈呈枚数
1年未満	<u>100株</u> 以上	5枚	<u>500株</u> 以上	5枚
1年以上	① <u>100株</u> 以上	① 10枚	① <u>500株</u> 以上	① 10枚
	② <u>500株</u> 以上	② 15枚	② <u>2,500株</u> 以上	② 15枚
株主優待券の種類	1枚につき10%割引		1枚につき10%割引	

注1：1年以上とは、毎年3月31日（基準日）、毎年9月30日の当社の株主名簿に同一の株主番号の株主様として連続3回以上記載または記録され、かつ同期間の保有株式数が継続して所定の株式数以上であることを条件といたします。

注2：株主優待券1枚につき、10万円のお買上げを上限といたします。

注3：一部、対象外となる商品等がございます。

注4：2025年3月31日（月）、2025年9月30日（火）の保有株式数については、優待制度変更前の保有株式数が適用されます。

##### (2) 変更の時期

2026年3月31日（火）を基準日とした株主名簿に記載または記録された株主様に対する株主優待より、株式分割後の株式数を対象に、変更後の基準を適用いたします。

以上